瀬戸市いじめ防止基本方針

平成 27 年 1 月

瀬戸市

(最終改訂 令和6年2月20日)

はじめに

いじめは、子どもたちの心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命または身体に危険を生じさせる恐れのある許されない行為です。

本市では、平成23年度にいじめ防止対策の根本的な見直しの必要性から、「いじめ・不登校対策推進協議会」を立ち上げ、また、平成24年度には、各学校に「いじめ・不登校対策委員」を新たに位置づけ、役割の明確化を図るとともに、いじめ防止に向けた様々な取組を行ってきました。

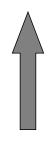
平成25年度には中学校ブロック別委員会を設置し、小中学校の様々な取組を情報共有することによって、小小・小中・特別支援学校相互の連携を考える貴重な機会となっています。さらに、「学級集団アセスメント(Q-U)」を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努め、望ましい学級集団づくりに役立てています。

こうした中、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)が施行されたことを受け、本市においても、法第12条の規定に基づき、これまでの取組を踏まえて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、瀬戸市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しました。この基本方針に従い、学校の内外を問わず、子どもたちが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めてまいります。

く教育の目標>

- 瀬戸市の教育基本理念 -

- すべての子どもたちが 「瀬戸で学んでよかった」
- ・ すべての親たちが「我が子を瀬戸で育ててよかった」
- すべての市民が 「瀬戸で生きてよかった」





・生き抜く力の育成 ―

- ・ 夢や希望をもち、限りない努力をすること
- くじけたり逃げたりしない心の強さをもつこと
- ・ 思いやりをもち、互いに支え合うことができること



いじめ不登校 0 をめざして

~ 学校が大好き!自分が大好き!友だちが大好き! ~

本市では、集団のあり方を根本から見直し、子どもたち個人の存在を認めることができる指導体制が必要であるという考えのもと、いじめの対症療法だけでなく、予防にも力を入れていきます。そのためには、「自分が大切な存在」であると実感できる環境づくりや「一人一人が認め合い、互いに支え合う」ことが当たり前であるという社会集団づくりが大切であると考えています。

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

本市は、法の基本理念の下、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学べるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいきます。 いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者に も加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの適切な対応」に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。

さらに、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめを しない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開していきます。

- いじめ防止対策推進法の基本理念 -

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、 児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめ がなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

Ⅱ いじめの定義等

いじめの定義は、法第2条において規定されているとおりとします。

- いじめ防止対策推進法 第2条 ―

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係 (※1) にある他の児童等が行う心理的又は<u>物理的な影響</u> (※2) を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等 が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めます。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ対策委員会を活用し、組織的に判断します。さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮 や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応を図ります。

※1「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、 塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該 児童生徒と何らかの人的関係を指します。

※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

Ⅲ いじめの理解

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめが あったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的 に支援することが重要です。

そのため、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして、軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要です。学校は、常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要があります。

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせることがあります。

また、いじめについては加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の 所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てた り面白がったり、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」にも注意を払い、集団全体に いじめを許さない雰囲気を形成することが重要です。

さらに、発達障害のある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合があります。これらの児童生徒は、その特性から自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするため、いじめが発見されにくいことがあります。また、当該児童生徒自身が、相手が嫌がっているということ自体を理解しにくいこともあるため、十分に留意する必要があります。

Ⅳ 関係者の責務

瀬戸市いじめ防止基本方針に基づき、「いじめの早期発見・早期対応」の姿勢の下、「地域とともにある学校づくり」を進めるとともに、各関係者が連携して取組の充実を図ります。

1 いじめの未然防止

○ 市は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめを生み出さない学校づくりを支援していきます。

- 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒の豊かな情操や道徳心、そして、 お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通った人間関係をつくる力を育てるこ とにより、いじめの未然防止に努めます。
- 学校は、いじめの背景にある不安や葛藤、劣等感など、ストレス等の要因に着目 し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育てることが必要です。さ らに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに 努めます。
- いじめ問題への取組の重要性について、家庭、地域が学校と連携・協働し、いじめを決して許さないとの強い姿勢で、社会全体としての取組を推進することが必要です。

2 いじめの早期発見

- 学校は、研修等の充実を図り、大人が気づきにくく、判断しにくい形でいじめが 行われることを認識し、児童生徒が発するサインを見逃さず、適切に対応できるよ う、指導力の向上を目指します。
- 学校は、子どもがいじめについて、相談しやすい環境を整えるとともに、ICT を 活用した毎日の心の健康観察、定期的なアンケート調査や個人面談などにより、い じめの早期発見に努めます。そして、学校・家庭・地域が連携して子どもを見守る ことが必要です。

3 いじめへの適切な対応

- 市は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切な 対応が行われるよう支援します。
- 学校は、いじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、学校全体で組織的に対応するとともに、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応します。また、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。
- 保護者は、市や学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して協力することが求められます。

4 家庭や地域との連携

○ 学校・家庭・地域は、互いに連携して、いじめ問題に関する理解を進め、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、「地域とともにある学校づくり」を推進し、その中で、いじめ防止のための共通理解を図り、いじめ問題について防止対策を講じます。

5 関係機関との連携

○ 市は、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているに もかかわらず、その指導により十分な効果を上げることができない場合などは、ス クールロイヤー、瀬戸警察、子ども・若者センター、発達支援室、医療機関などの 関係機関との連携を図るため、日頃から担当者間での情報交換を行います。

Ⅴ 市としての取組

いじめの防止等については、市、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対応します。

1 瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会

- 市は、法14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する機関・団体との連携を図るため、教育委員会、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、オアシス21、せと"ここ"ほっとルーム、子ども・若者センター、瀬戸警察を構成員とし、「瀬戸市いじめ・不登校対策推進協議会」を母体とする「瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- 「瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめ問題への取組状況を検証・協議し、いじめ防止対策の一層の充実を図ります。
- 「瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会」での連携が、学校におけるいじめ防止等に 活用されるよう必要な措置を講じます。
- 市は、小小・小中・特別支援学校相互の連携を図るために、「中学校ブロック別 委員会」を設置し、内容・案件により P T A・地域関係者等にも出席依頼します。
- 学校におけるいじめの防止等の対策が実効的に行われるよう、瀬戸市いじめ問題 対策連絡協議会と教育委員会との連携の下、「瀬戸市いじめ・不登校対策推進協議 会」が、市におけるいじめ防止対策の具体的な役割を担います。構成員は教育委員 会、中学校ブロック別委員会代表、オアシス 2 1、せと"ここ"ほっとルーム等と し、事務局を教育委員会学校教育課に置きます。

2 いじめの未然防止

- 市は、いじめの未然防止や対応等を図るため、学校が児童生徒に対し「学級集団 アセスメント(Q-U)」や教育相談を実施し、よりよい学校生活と友達づくりに 活かすことができるよう支援します。
- 市は、全ての児童生徒の豊かな情操と生命・人権を大切にする態度を養うために、 学校が道徳教育や体験活動等の推進を図ることができるよう支援します。
- 市は、いじめ防止のための対策が適切に行われるよう、いじめを含む教育相談に 応じるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等を行います。

3 いじめの早期発見

- 市は、各学校におけるいじめの実態把握や防止等のための取組について、最低月 1回の報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて適切に指導・助 言します。
- 市は、「教育相談室サン・テレフォン」等相談窓口を設置し、いじめに悩む子どもや保護者の相談に対応します。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に進めます。
- 市は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上に努めます。

4 インターネット上のいじめに対する対策の推進

- 市は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、 情報モラル教育や教職員へのモラル講習等を実施します。
- 市は、インターネットを通して行われるいじめへの対策として、問題となる情報 を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行います。

5 広報・啓発活動

- 市は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。
- 市は、いじめ防止の重要性を意識させるために、毎年12月の人権週間に合わせ、 「いじめゼロ・キャンペーン」の啓発活動に取り組みます。

VI 学校としての取組

学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、法第13条に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定します。そして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、市、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校は、「学校いじめ防止基本方針」に、いじめ防止のための取組、早期発見・ 早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等を定めます。
- 学校は、策定した基本方針について公開します。

2 学校におけるいじめ防止等の組織の設置

○ 学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、 「校内いじめ対策委員会」を設置します。構成員は、校長、教頭をはじめ該当教諭 やスクールカウンセラー等で構成します。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態とは

- いじめ防止対策推進法 第28条第1項

- 第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い があると認めるとき。
- 第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ ている疑いがあると認めるとき。

- ※ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合 など
- ※ 第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

2 学校及び教育委員会の対応

(ア) 重大事態が発生した場合

- 重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告します。
- 市は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査 組織について判断します。
- 学校が調査を行う場合、校内いじめ対策委員会を母体として調査や対応を行いま す。市は、支援チームを派遣するなど、学校の調査及び対応を支援します。
- 市が調査を行う場合、「瀬戸市いじめ調査委員会」(法第28条第1項)を設置 します。構成員は、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人 間関係または特別な利害関係を有しない第三者とします。
- 調査は、事実関係を明確にするための調査であって、因果関係を特定し、民事・ 刑事上の責任追及やその他訴訟等への対応を直接目的とするものではありません。

(イ) いじめが背景に疑われる自殺の調査における留意事項

○ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とします。

(ウ)調査結果の報告

- 市または学校は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、 事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。
- 学校が行った調査は、教育委員会を通じて市長に報告します。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出します。

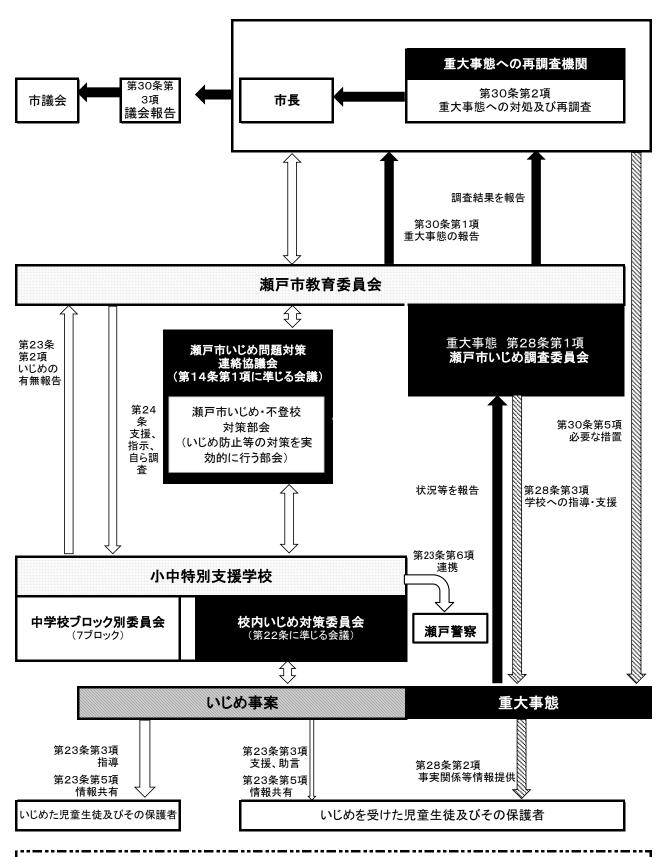
3 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- 市長は、学校や瀬戸市いじめ調査委員会が行った調査(法第28条第1項)の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関を設けて、調査の結果について調査(「以下、「再調査」という。)を行うこととします。(法第30条第2項及び第31条第2項)
- 市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容 に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告 します。
- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、調査に係る重大事態への対処又 は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

Ⅲ その他の重要事項

- 市は、市基本方針及びその取組状況を公表するとともに、学校における学校基本 方針について、策定状況を確認し、公表します。
- 市は、市基本方針に基づく毎年度の取組状況をまとめ、点検及び評価を行い、「い じめ・不登校対策推進協議会」の意見を踏まえて、本基本方針を見直します。

【瀬戸市いじめ問題への組織的な体制】



※中学校ブロック別委員会 (水無瀬・南山・幡山・品野・光陵・水野・にじの丘の7ブロック)

(各種機関との連携:SC、SSWer、オアシス21、せと"ここ"ほっとルーム、子ども・若者センター、瀬戸警察、PTA、地域関係者等) いじめは学校教育だけで解決するものではない。家庭、地域全ての大人が子どもを見守り、導いていくものである。子ど 【趣旨】もたちが居心地がよいという環境を地域ぐるみで作っていく。何かあったとき、チームで考え解決する、何かを始めるとき 知恵を貸してくれる。